

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令案について（概要）

平成 24 年 3 月
公正取引委員会
事務総局官房人事課

平成 24 年度機構査定結果を踏まえ、公正取引委員会事務総局組織令について以下のとおり改正を行う。

1 改正の趣旨

公正取引委員会は、独占禁止法の厳正な運用等競争政策の積極的な展開を図ることとしているところ、困難性・重要性が増大している企業結合規制関連の業務に的確に対応するため、官房参事官を新設する。

2 改正の内容

(1) 官房参事官の新設に伴い、その設置及び所掌事務に関する規定を置く。

(第 6 条)

(2) 前記 (1) の官房参事官について、設置期間の特例（平成 26 年度末までの時限）に関する規定を置く。

(附則第 2 条)

(3) その他、所要の規定の整備を行う。

3 今後の日程（予定）

閣 議 平成 24 年 3 月下旬

施行日 公布の日

※ 公布の日は、①予算が年度内に成立した場合は 4 月 1 日、②予算が新年度に入ってから成立した場合は成立の翌日、③自然成立の場合は 4 月 7 日となる。

(以 上)